# 議事録

会	議	名	令和4年度第1回八王子市医療的ケア児支援検討会
		時	令和4年10月13日(木) 午後7時00分~8時30分
В		머	中和4年「0月「3日(本) 十後 / 時00万~6時30万
場		所	八王子市保健所(401会議室)
出席者氏	参加:(敬:		松本 勉、笹本 優佳、橋本 政樹、小沢 浩、大西 志津、山内 ゆきみ、 松井 綾子、三木 英子、泉 愼一、光宗 政治、井上 茂(健康医療政策 課長)、長谷川 由美(東浅川保健福祉センター館長)、米村 勇(子どもの 教育・保育推進課長)、坂野 優一(保育幼稚園課長)、鳥越 克彦(特別支援・情報教育担当課長)、倉田 直子(放課後児童支援課長)、鷹箸 右子(保 健対策課長)
名	事務	局	遠藤 徹也(障害者福祉課長)
議義		融	<ul> <li>1.開会</li> <li>2.委員・事務局紹介</li> <li>3.八王子市小児等在宅支援に関する検討会について</li> <li>4.座長及び副座長の選任について</li> <li>5.議題</li> <li>(1)【事務局】</li></ul>
公開•	非公開	の	公開
	別		
傍聴	人の	数	1名
会議	の内	容	1. 開会 【事務局】 開催の挨拶、御参集いただいたことへの御礼、コロナ禍の開催のため円滑

## な議事進行への協力依頼。

障害者福祉課長の挨拶等、議事進行への引継ぎ。

#### 2. 委員•事務局紹介

【事務局(障害者福祉課長)】

議事進行の挨拶。

委員の自己紹介(⇒各委員自己紹介)、事務局の紹介、傍聴人の紹介、欠 席者の連絡。

配布資料の確認。

# 3. 八王子市小児等在宅支援に関する検討会について

# 【事務局(障害者福祉課長)】

前検討会(八王子市小児等在宅支援に関する検討会)から医療的ケア児支援検討会と会議体の名称変更及び検討会開催要綱の新設を報告。

#### 4. 座長及び副座長の選任について

#### 【事務局(障害者福祉課長)】

検討会開催要綱の第4条の1により、座長1名、副座長1名を、委員の互選により定めることとなっているため、推薦があるか確認。

## 【委員】

前検討会に引き続き、座長に松本先生、副座長に笹本先生を推薦。

#### 【事務局(障害者福祉課長)】

推薦(座長に松本委員、副座長に笹本委員)に対し、異議が無いことを確認(⇒委員全員の異議なしの声及び拍手での承認を確認)。

## 【事務局(障害者福祉課長)】

座長(松本委員)、副座長(笹本委員)の依頼及び今後3年間協力依頼(⇒ 両委員とも承諾)。

#### 【座長】

座長就任の挨拶。

#### 【事務局(障害者福祉課長)】

検討会開催要綱の第4条の2に基づき、座長へ議事進行を引継ぎ。

## 5. 議題(1)検討会 今後の進め方

## 【座長】

事務局から説明願います。

#### 【事務局】

「八王子市医療的ケア児支援検討会 今後の進め方(令和4年度 ~令和6年度)」について説明。

#### 【座長】

事務局からの説明に対し、御意見はありますか。

# 【委員】

医療的ケア児等コーディネーターと相談支援専門員との違いとは何か。

# 【事務局】

医療的ケア児等コーディネーターは総合相談窓口(相談内容に応じて地域 資源等に繋ぐ)、相談支援専門員はあくまで地域資源等の1つ(地域資源等 で連携する)。

5. 議題(2) 八王子市障害者地域自立支援協議会 子ども部会 医療的ケア児等ワーキングの活動について

#### 【座長】

委員から説明願います。

#### 【委員】

八王子市障害者地域自立支援協議会 子ども部会の概要・活動等を説明。 昨年から医ケア児を受け入れている事業所(社会資源)の調査を始めた。 調査方法は、支援者等からの実績を集計している。

#### 【座長】

委員からの説明に対し、御意見はありますか。

#### 【委員】

調査結果はどこで知ることが出来るか。

# 【委員】

公開はしていない。今後、医療的ケア児等コーディネーターに情報を共有できる体制を整える予定。

#### 【事務局】

医ケア児を受け入れている児童通所支援事業所(社会資源)については、 市が窓口で配布している通所ガイドブックが参考になる。医ケア児を受入れ ているヘルパー事業所については、吸引に係る研修修了者が事業所を辞めた 場合は医ケア児を受け入れられなくなる。職員の入替りについて情報の更新 等の困難もあり、情報公開には適さないと判断する。

#### 【委員】

ヘルパーが定着しない理由は何か。給料の問題か。

#### 【委員】

そもそもの人材不足。登録で働いている人が多い。仕事内容が厳しいうえ、 労働条件に問題がある。

#### 【委員】

保障が整っていない(個人への責任が重大)。

#### 【委員】

入院や短期入所でキャンセルになる事があり、空いた時間の保障は事業所によって異なる。

# 【委員】

訪看の数も少ないが、ヘルパーは更に少ない。手当が少ないことも問題。 何かバックアップするシステムが必要。 5. 議題(3) 八王子市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 実績報告 / 医療的ケア児等コーディネーター配置事業について

## 【座長】

事務局から説明願います。

#### 【事務局】

「八王子市重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 実績報告」について説明。

令和4年度より、本事業実施要綱に年間利用限度について回数から時間に 改正したことを報告。

新規登録者の実利用実績から、今後の利用率は増加する見込みである。

#### 【事務局】

「医療的ケア児等コーディネーター配置事業について」について説明。 事業開始は令和5年1月(実動は1月4日から)からであり、現在は準備・調整等を行い、スタートして関係機関等で作り上げていく予定でいる。

#### 【座長】

事務局からの説明に対し、御意見はありますか。

#### 【委員】

在宅レスパイト事業について、年間の利用上限が回数から時間となったことで利用し易くなった。学校の行事で利用する方も多く、利用が集中することもある。1回の利用は2時間以上からだが、長く使う方の方が多く見受けられる。

#### 【委員】

医療的ケア児等コーディネーター配置事業について、事務局からの説明の とおり、まだ事業開始していない。開始までに準備等進め、これから作り上 げていく事業。

## 【委員】

地域の資源力を上げていきたいと考えている。

#### (委員)

どこにどのような資源があるのか調査をしたり、事業に係る研修をしたり、東京都と連携をしていきたいとも考えている。

#### 【委員】

新生児、乳幼児といった小さい赤ちゃん、どこにも繋がっていないという 方もいる。まず、どこに相談したら良いかわからない。

# 【委員】

八王子市医師会に在宅相談窓口というものがある。この窓口とも連携していけたらと思う。なお、相談にあたっては、乳幼児は医療的ケア児等コーディネーター配置事業の受託先であるベビーシーズが、幼児や学童は医療的ケア児等コーディネーター配置事業の受託先である島田療育センターはちおうじが、成人(18歳以上)は医師会が得意とするところを踏まえて相談されるのが良いかと思われる。情報を共有しながら一体となって支援していけ

たらと考えている。

#### 【委員】

対象の年齢制限はあるか。

#### 【事務局】

小児(18 歳未満)を想定しているが、18 歳以上だから断ることはしない。運用にあたり、都度検討していきたいと考えている。

# 【委員】

そもそも退院カンファレンス無しにどことも繋がらずに退院するケース はあるのか。

# 【複数委員】

ある。

5. 議題(4)医療的ケアを必要とする児童等の令和5年4月の保育施設入園申込等に係る相談及び面談について / 市内保育所における医療的ケア児受入状況

## 【座長】

保育幼稚園課長から説明願います。

## 【保育幼稚園課長】

「医療的ケアを必要とする児童等の令和5年4月の保育施設入園申込等に 係る相談及び面談について」について説明。

令和5年度入園については、実際に見学に行ってもらい、その後面談を行った。入園は仮決定している。

「市内保育所における医療的ケア児受入状況」について説明。

#### 【座長】

保育幼稚園課長からの説明に対し、御意見はありますか。

#### 【委員】

それぞれ医療的ケアの内容は何か(経管栄養、インシュリン注射等)。

#### 【子どもの教育・保育推進課長】

公表する情報次第では個人が特定されてしまう懸念がある。情報の提供方法等、情報の公開については今後の検討課題と認識する。

#### 【委員】

この情報を得られると今後の支援や環境整備に活かせると思う。都立の特別支援学校では公開しているため、前向きな検討を希望する。

#### 【委員】

今回の受入れについて、入園希望者の情報が乏しい相談ケースがあり、非常に困った。保育園としては、対象者の情報が無い中での受入れは、検討が困難である。保健所の保健師と園の看護師が事前に情報共有できるといい。

#### 【委員】

個人情報については、保護者の了承を得られなければ情報の共有が難しいため、同意書を取る等の対応が必要。保育園は医療機関ではないため、看護師の負担は大きいと思う。医療の客観的な評価が得られていないことが問

題。これに加え、医療と福祉のつなぎ役が必要だと思う。

# 【委員】

保育園から病院へ直接連絡し辛いのであれば、医療的ケア児等コーディネ ーターを挟んでもらうのもいいと思う。

#### 【委員】

放課後等デイサービスも医療機関ではない。医ケア児を預かれるかどうか は看護師や職員が判断している。医療のバックアップの無い施設で預かるの であれば限度、限界を考えなければならない。また、看護師へ責任過多にな らないような体制づくりに注意している。最終的な判断は責任(管理)者が 行い、職員等を守る体制を取っている。

# 【委員】

特別支援学校のシステムを参考に、システム作りが必要になってくる。こ の八王子モデルを作ることができれば、日本のモデルの一つとなるかもしれ ない。

## 【保健対策課長】

保護者の了承が得られれば、情報を伝えることは出来る。また、求めがあ れば保健師が一緒に訪問することもある。

5. 議題(5) 東京都医療的ケア児支援センターの開設

## 【座長】

事務局から説明願います。

#### 【事務局】

「東京都医療的ケア児支援センターを開設します」について説明。 詳細等は次回伺えたらと思う。

# 6. 閉会

# 【座長】

以上で、本日の会議は終了とさせていただきます。

会議録作成|障害者福祉課